

# 医師・看護師・介護職員の大幅増員を 日本医労連増員闘争ニュース

第42号

2009年10月15日

日本医労連増員闘争本部

TEL:03-3875-5871

FAX:03-3875-6270

## 広島県医労連 県看護協会と懇談 問題意識は共通

広島県医労連看護闘争委員会は、10月8日広島県看護協会と地元国会議員事務所を訪問しました。訪問したのは、広島県医労連亀井執行員委員長と八幡看護闘争委員長、全医労中国ブロック中丸書記長と書記局から2人。広島県看護協会では、富田専務理事と内田事務局長に対応していただきました。

冒頭、亀井執行員委員長が日本医労連夜勤実態調査結果を手渡し「夜勤回数など、まだまだ厳しい実態があります。看護協会と一緒にできるところで頑張りたい」との発言に、専務理事からは「中央から組合と協議をしながら職場改善等をするよういわれてます」と始まり、1時間の懇談は和やかな雰囲気ですすめられました。

県医労連側が、7:1で人の配置が増えても全く変わらない職場状況や、諸権利の取りづらさや、今の新人看護師の状況や、超勤問題やメンタルの増加などの職場実態の訴えに対し、協会側から「6月に国に21年度の診療報酬の改定に向けての要求書をだした。」「新人看護師の離職率の高さや、中堅看護師の離職率も増えている。新人研修制度などで選任の配置が必要だと考えている」など問題意識は共通であることが確認されました。

また「民間看護師の派遣業の問題」から「国から（看護師確保のために）増額された予算をどう活用するか思案している」など幅広い内容で懇談がすすみました。

最後に、県医労連側が茨城県医労連と看護協会の共同の集会の話しを出し「広島でもいつかご一緒にできたらと思っています」と結び懇談を終えました。

【広島県医労連 「看護・介護ウェブ」10月14日付 より一部抜粋】



## 介護職員処遇改善交付金、全事業所の48%程度にとどまる 積極的に交付金の活用を!!

### ■介護処遇改善交付金、12年度以降も継続へ 長妻厚労相

介護職員の賃金を月1万5000円程度引き上げるために、介護報酬とは別に人件費分を介護事業者に交付する「介護職員処遇改善交付金」（2009～11年度）について、長妻昭厚生労働相は14日の会見で、12年度以降も継続させる考えを示した。

同交付金への申請件数について、厚生労働省は同日、全事業所の48%程度にとどまっていると発表した。厚生省老健局によると、事業所の申請開始時期は都道府県でまちまちで、早い県では8月上旬から始まったという。

申請件数が伸び悩んだ理由について、長妻厚労相は同日の会見で「交付金が12年度以降も継続されるのかどうか明確ではなく、（補正予算の見直しで）執行停止になるのではないかと懸念が（事業所に）あった」と述べた。その上で「12年度以降も処遇改善に取り組む考えを持っている」と述べ、事業所は積極的に交付金を活用するよう求めた。

今後、都道府県ごとの申請件数の割合も公表して、申請率の低い都道府県の底上げを図っていく考えも示した。

【MEDIFAX 10月15日付より】